

司法外交の推進に向けて

大臣官房国際課長
松井 信 憲

第1 はじめに

2018年4月、法務省に、大臣官房国際課が新設された。

これまで、法務省では、部局ごとにそれぞれの国際的課題に対応してきたが、部局を横断して総合的・戦略的な検討・対応を行うために、司令塔的機能を担う組織として設けられたものである。

例えば、我が国と関係の深いASEAN諸国についてみても、御承知のとおり、法務総合研究所において長年にわたり多くの国で法制度整備支援を実施しているほか、法務省全体では、捜査・訴追等の刑事手続における外国政府との共助、外国人受刑者を本国で受刑させるための移送、外国人技能実習制度の適正な運用の確保など、その国の実情に応じて様々な課題が認められる。国際課においては、これらの課題を一括して把握し、各部局と共有し、国際社会における我が国のプレゼンスをどのように高めるか、また、それぞれの国とどのような関係を展開していくかにつき、ハイレベルな往来等の機会も念頭に置きつつ、基本的かつ総合的な企画立案をしていくことが期待されている。

国際社会において拠り所となるのは、まず、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的な価値観であろう。本稿では、このような普遍的価値に基づく「司法外交の推進」の重要性に触れた後、部局横断的な課題に対する国際課の取組を幾つか御紹介することとしたい。

第2 SDGsと司法外交

1. SDGsとは

昨今、SDGs、すなわち、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）という言葉が耳にすることが少なくない。SDGsとは、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことがうたわれている。

SDGsのゴールは、多種多様である。「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」に始まり、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」という、法務省の所掌事務に密接に関連する目標も見られ、特に、このゴール16に関しては、平和で包摂的な社会の実現のため、法の支配を促進することなどが明記されている。

2. 司法外交の推進

新設された国際課には、法務省における「司法外交」の司令塔・推進役としての役割が求められている。司法外交（Justice Affairs Diplomacy）は、法の支配等の普遍的価値を、日本国内のみならず世界にも行き渡らせようとする取組であり、SDGsの達成への貢献等を通じて、国際社会における我が国のプレゼンスを高めることを目的としている。

司法外交については、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」（いわゆる骨太の方針）でも言及され、「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとし、京都 kongress 2020の成功に向けて、国連や関係各国と連携・協力し、司法分野における国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する」とされたところである。

国際課では、このような司法外交の推進のため、例えば、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の開催準備や、国際仲裁の活性化等に向けた取組を行うとともに、法務省の各部局におけるSDGs達成のための取組をも含め、これらを総合的に発信する広報に努めている。その一例として、まず、法務省におけるSDGs達成のための取組を対外発信する際に用いるオリジナルのロゴを作成した。このロゴは、MOJのOの部分にSDGsの17のゴールを示す17色のカラーホイールを組み合わせたもので、法務省職員がデザインし、国際課において国連の使用承認を得た。また、平成30年10月に法務省で開催された「法の日フェスタ in 赤れんが」では、法務省におけるSDGs達成のための取組についてゲームとパネルで学んでいただくコーナーを設置し、そのパネル（本稿末尾参照）では、上記ロゴを活用するとともに、法制度整備支援や犯罪防止等の国際協力、再犯防止、心のバリアフリーの推進、子どもの人権問題への対応の推進、無戸籍者問題への取組、予防司法支援の推進、総合法律支援の充実、法令外国語訳の推進等の施策を紹介した。今後も、SDGs推進の観点から、各部局の様々な取組を積極的に共有し、法務省ホームページにおける国際的な広報を充実させていきたいと考えている。

第3 京都 kongress

国連犯罪防止刑事司法会議（kongress）は、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議である。2015年にカタールのドーハで開催された前回 kongress には、潘基文国連事務総長（当時）や各国司法大臣・検事総長を含め、149か国から約4000人が参加し、我が国からは、検事総長を始めとして、法務省、警察庁、外務省等の関係省庁から成る政府代表団が出席した。

我が国は、第4回 kongress を昭和45年（1970年）に京都で開催したが、前回のドーハ・kongress では、2020年の第14回 kongress を再び我が国で開催することが決定された。その後、第14回 kongress を京都で開催することが閣議了解され、また、開催期間を2020年4月20日から同月27日までの8日間とし、開催場所を50年前と同じく国立京都国際会館とすることが決定されている。

京都 kongress の全体テーマは、2030アジェンダ（SDGs）の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進である。より具体的には、法の支配の推進に向けた各国政府による多面的アプローチが議題の一つとされた上、法遵守の文化を醸成することを含む社会的・教育的方策等を検討するとされ、また、テロリズムや新興の犯罪形態（サイバー犯罪等）を防止し対処するための国際協力や技術支援の在り方も議題の一つとされている。前回 kongress は、「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマとしていたが、そこで採択された政治宣言（ドーハ宣言）が、その後SDGsのゴール16（平和と公正をすべての人に）に結実したものであり、京都 kongress においても、このような発信力のある政治宣言が期待される場所である。

kongress の場では、通例、①全体テーマについて政策的な議題を議論するプレナリー、②プレナリーに関連した、より実務的な議題を議論するワークショップ、③政府・NGO・企業等が各国政府代表団向けに実施する、刑事政策等に関する専門家ミーティングや展示ブース設置などのサイドイベント、④各種レセプションが開催される。国連側の kongress 事務局を務める国連薬物・犯罪事務所（UNODC）には法務省職員2名を派遣しているところ、国際課としては、UNODCと密接な連携を取りながら、今後世界5箇所で開催される地域準備会合に出席し、また、各国専門家との非公式協議の場を積極的に設けるなどしつつ、法務省の関係部局、とりわけワークショップの企画運営を担う国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と連携して、京都 kongress で採択する政治宣言（京都宣言）の取りまとめに向けた準備等を行うこととしている。ロジ面についても、引き続き、開催地元である京都府・京都市等と協力し、会場設営・サイドイベント・レセプション・警備・宿泊・移動・広報・エクスカージョン等の準備を加速させる予定である。

京都 kongress は、犯罪防止・刑事司法分野における我が国の国際的なプレゼンスを際立たせるばかりでなく、その機会に国民の同分野に対する関心を高め、再犯防止や安全安心な社会の実現に寄与する効果が期待される。加えて、2020年というオリンピック・パラリンピック・イヤーに、世界中から訪れる京都 kongress の参加者に「世界一安全な国、日本」とこれを支える法遵守の文化を体感してもらい、ひいては、我が国の国家としての成熟度や法の支配の浸透をアピールする絶好の機会となる。皆さまにも、是非御関心をお持ちいただきたい。

第4 国際仲裁の活性化

国際仲裁とは、国際的な商取引等をめぐる紛争について、当事者が第三者（仲裁人）を選任し、紛争解決をその判断にゆだねる仕組みである。

国際仲裁は、裁判所が判断を下す訴訟と比べ、①専門的・中立的な仲裁人を選ぶことができ、司法の廉潔性に懸念がある国の裁判制度の利用を回避できること、②手続や判断内容が非公開であること、③仲裁に関する多国間条約の存在により大多数の国において強制執行が可能であること等の利点があり、国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードとなっている。このような国際仲裁を我が国において活性化することは、日本企業

の海外進出に伴う法的・経済的リスクを減らし、その海外展開を促進するための環境整備に資するほか、我が国の国際仲裁センターとしての魅力を高め、海外から幅広く投資を呼び込むことにもつながり、我が国の経済成長に貢献するものといえる。

しかし、我が国における国際仲裁の取扱件数は、低調である。例えば、アジア諸国の代表的な国際仲裁センターについてみると、2017年の統計で、シンガポールでは452件（うち国際案件は374件）、香港では297件（うち国際案件は217件）であるのに対し、我が国の日本商事仲裁協会では20件程度とされる。近時、中国、韓国、マレーシアなどでも、政府が国際仲裁の活性化を積極的に後押ししている現状にある。平成29年2月には日本弁護士連合会から、同年3月には日本仲裁人協会から、日本における国際仲裁のインフラ整備のための施策を関係府省が横断的に講ずるよう求める旨の要望が出されている。

このような背景の下、政府においては、平成29年9月、内閣官房副長官補を議長とし、法務省と経済産業省を事務局とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が設置された。同会議が平成30年4月に取りまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」では、我が国の国際仲裁が低調な原因として、①国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が十分ではないこと、②国際仲裁に精通した人材の不足、③世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在、④海外へのマーケティング不足等が指摘されており、総合的な基盤整備のための取組として、人材育成、関連法制度（仲裁法、外国法事務弁護士制度）の見直しの要否の検討、仲裁施設の整備、国内外の広報・積極的発信等について、官民が連携して進めるべきとされている。

国際課としては、法務省の関係部局と共にこれらの課題に対応すべく、大阪中之島合同庁舎の一部を活用したパイロットプロジェクトとして、一般社団法人日本国際紛争解決センターによる仲裁審理やセミナー実施に協力するとともに、必要な予算の確保に向けた来年度概算要求を行っているところであり、引き続きこれらの取組を拡充していきたいと考えている。

第5 おわりに

この半年間国際課の職務を遂行する中で、我が国の法制度整備支援は、相手国の実情に合った法制度を共に考え、その運用・改善を当該国が自ら行うための能力向上にも資するものとして、周囲から高い評価を受けていると肌で感ずる機会が多い。現に、平成30年6月には、首相官邸で開催された重要な会議において、具体的には、SDGs推進本部では「拡大版SDGsアクションプラン2018」が決定され、また、経協インフラ戦略会議では「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」が決定されているが、いずれにおいても法務総合研究所の取組が掲げられている。そして、このような法制度整備支援の更なる推進を図るべく、平成30年度から、法務省・外務省・JICAの各担当者が今後の在り方を議論する場を新たに設け、国際課もこれに参加しているところである。

新設された国際課に求められる役割は多岐にわたるが、初心を忘れず、時代の変化を踏まえながら、歩みを進めてまいりたいと思う。



法務省SDGsロゴ

法務省はSDGs達成に向けて取り組んでいます！

2020年4月

第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)の開催！



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

犯罪や非行をした者の再犯防止

「再犯の防止等の推進に関する法律」及び「再犯防止推進計画」に基づき、以下の再犯防止対策を推進。

- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた指導
- ・ 就労・住居の確保や、保健医療・保健サービスの利用促進
- ・ 学校等と連携した修学支援 等



無戸籍者問題への取組

無戸籍者の実態把握を行うとともに、各地の法務局に相談窓口を置き、戸籍作成のための丁寧な手続案内を実施。



予防司法支援の推進

訴訟対応等によって得た知見をいかし、各府省庁から相談された法的問題について助言することにより、国の行政の法適合性を高め、紛争を未然に防止する取組を推進。



「法の支配」が貫徹された国家！

国際協力

各国の刑事司法実務家を対象とする研修・セミナー

JICA等の関係機関と協力し、汚職、組織犯罪対策などSDGsに掲げられた国際社会の優先課題をテーマとする刑事司法及び犯罪者処遇に関する研修・セミナーを実施。

法制度整備支援

開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援。相手国の実情にあった法律や制度を共に考える。



「心のバリアフリー」の推進

外国人・障害者の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組む。



コミュニケーション手段の多様化を踏まえ子どもの人権問題への対応の推進

いじめを始めとする子どもの人権問題について、若年層が利用する様々なコミュニケーション手段を積極的に活用すること等により、子どもの人権問題への対応を推進。



総合法律支援の充実

法テラスにおいて、全国で法的サービスを提供。



法令外国語訳の推進

国際取引の円滑化や外国人への司法アクセスの確保の支えとなる日本法令の外国語訳を整備し、計画的にインターネット等により国内外に向けて公開・発信。

